



相 続 税 の 申 告 書 第 12 表

農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書

										被相続人		E01				
この表は、農業相続人に該当する人が各人ごとに特例農地等の明細を作成します。										農業相続人		E02				
都市営農農地等、生産緑地地区内農地等、市街化区域内農地等、その他の農地等の別		田、畑、採草放牧地、準農地、一時的道路用地等、営農困難時貸付農地等、特定貸付都市農地等の別		地上権、永小作権、使用貸借による権利、賃借権（耕作権）の別		所在場所		面積(㎡)		農業投資価格				通常価額(円) (第11表の付表1の価額)		
										単価(円) (1,000㎡当たり)		価額(円)				
G01		G02		G03		E03		C01		G04		G05		G06		
G07		G08		G09		E04		C02		G10		G11		G12		
G13		G14		G15		E05		C03		G16		G17		G18		
G19		G20		G21		E06		C04		G22		G23		G24		
G25		G26		G27		E07		C05		G28		G29		G30		
G31		G32		G33		E08		C06		G34		G35		G36		
G37		G38		G39		E09		C07		G40		G41		G42		
G43		G44		G45		E10		C08		G46		G47		G48		
G49		G50		G51		E11		C09		G52		G53		G54		
G55		G56		G57		E12		C10		G58		G59		G60		
G61		G62		G63		E13		C11		G64		G65		G66		
G67		G68		G69		E14		C12		G70		G71		G72		
G73		G74		G75		E15		C13		G76		G77		G78		
G79		G80		G81		E16		C14		G82		G83		G84		
G85		G86		G87		E17		C15		G88		G89		G90		
						合計		C16				㊸	G91		㊹	G92

農業投資価格により計算した取得財産の価額 (単位：円)

① 特例農地等の通常価額 (上記㊹の金額)		② 特例農地等の農業投資価格による価額 (上記㊸の金額)		③ 農業投資価格超過額 (①－②)		④ 通常価額により計算した取得財産の価額 (その農業相続人の第11表㊸＋第11の2表㊹)		⑤ 農業投資価格により計算した取得財産の価額 (④－③)	
G93		G94		G95		G96		G97	

(注) 1 「生産緑地地区内農地等」とは、都市計画法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内に所在する農地又は採草放牧地で都市営農農地等に該当しない農地又は採草放牧地をいいます。
2 「市街化区域内農地等」とは、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する農地又は採草放牧地で都市営農農地等及び生産緑地地区内農地等に該当しない農地又は採草放牧地をいいます。
3 「その他の農地等」とは、都市営農農地等、生産緑地地区内農地等及び市街化区域内農地等のいずれにも該当しない農地又は採草放牧地をいいます。
4 「特例農地等の明細」欄の「農業投資価格」の「価額」欄及び「通常価額」欄には、田、畑、採草放牧地、準農地、一時的道路用地等、営農困難時貸付農地等、特定貸付農地等、貸付都市農地等の別に計を付して、その合計の金額(㊹及び㊸)を第15表のその農業相続人の㊸及び㊹欄に転記します。
5 ㊹欄の金額を第3表のその農業相続人の①欄に転記します。
6 ㊸欄の金額を第3表のその農業相続人の㊹欄に転記します。